

岩手県知事

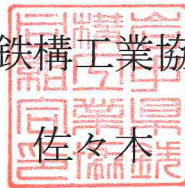
達増 拓也 様

要 望 書

令和5年1月16日

岩手県鉄構工業協同組合

理事長 佐々木 史 昭



はじめに

岩手県におかれましては、平素より本県の建設産業並びに鉄構産業の発展・振興につきまして、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

鉄構産業は建設産業の一部ですが、相応規模の自社工場を保有する製造業としての側面を強く持つことから、2011年度より岩手県鉄構工業協同組合として独自の要望をさせて頂いており、ご理解を頂戴しておりますことに心から感謝申し上げます。

おかげさまで岩手の鉄構産業は、東日本大震災復興過程においても大きな貢献を果たすことが出来、地元で優秀な人材も育ち、岩手の社会インフラを岩手の企業、人材により施工、維持管理できる体制を整えつつあると考えています。

一方、岩手県内公共工事発注量は大幅に減少し、県内鋼製社会インフラ関連工事は激減、鉄構関連各社は自社工場の稼働を維持するため、県外公共工事へ応札並びに各種下請製作等に注力し、生き残りをかけた経営努力を続けています。鋼材価格や資材価格の高騰や入手難という極めて大きな課題も継続しており、建築計画の減少や中止等、民間工事自体の減少が危惧される状況も見られます。また、岩手県南地域を中心に若手・中堅人材の採用難も深刻さを増しています。

そのような折、昨年12月に（一社）岩手県建設産業団体連合会が実施しております岩手県当局への要望の中で、当組合より提出させていただいた要望事項について、詳細のご説明をさせて頂き、話し合いの機会を頂戴出来れば幸いです。

東日本大震災復興関連工事は終わりを迎えようとしていますが、整備された社会インフラの点検・整備のあり方、各地で頻発する大雨、大雪、台風などの自然災害に対応したより良い社会インフラ整備のあり方など、未永く県民の命を守り抜くため、岩手県ご当局に寄り添い、その実働部隊となって、岩手県に貢献して参りたいと思います。

何卒、ご高覧ご検討賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 入札制度について

(1) 総合評価における評価項目の見直しについて

昨年度の要望において、「総合評価方式における配置予定技術者の工事成績評定点、配置予定技術者の施工経験対象期間について、震災工事に従事した技術者の対象期間の特例措置」について要望いたしましたが、「配置予定技術者の近年における技術力を評価するための項目として導入しているもので、現時点では実現することが難しいもの（C）」とご回答頂きました。しかしながら、令和4年度より岩手県内の「鋼橋上部工、機械設備工、鋼工作物工事」の発注量が激減しており、県内企業の過去5年間の工事成績評定点や企業・技術者の実績が上がらず、県内企業の県外企業に対する優位性を確保することが難しくなる可能性が想定されます。

地域建設業が安定した経営基盤の下、継続して地域の安全安心を守る役割を果たしていけるよう、総合評価において、以下の項目について要望します。

①入札参加資格の営業所の所在地について

『振興局の区域に建設業法に基づく営業所を有すること。』とせず、『岩手県内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること。』として頂きますようお願いいたします。（①別添資料 秋田県公告）

②入札参加資格の配置予定技術者の適切な配置について

資格要件を企業の「同種工事の実績」のみとし、落札決定後に技術者を配置する方式や技術者専任期間の自由度が高い余裕期間を積極的に設定する等、技術者を計画的・効率的に配置する取り組みをお願いします。

例えば、埼玉県では複数の候補者を入札参加資格等確認資料に記載することが出来ます。（②別添資料 埼玉県公告）

③総合評価点算定基準における企業と配置予定技術者の施工経験について

鋼橋上部工や鋼工作物工について、今後数値的判断基準を満たす県内企業や技術者は減少する方向となり、県外大手を利する可能性が高い項目となります。

つきましては、製作架設工事の実績の有無のみで評価して頂きますようお願いいたします。（③別添資料 宮城県総合評価・企業評価）

④県内企業の積極的活用推進について

岩手県の総合評価方式において、調達先や下請け先に県内企業を活用した場合に評価・加点することは行われていません。例えば、宮城県においては、地域性において調達先及び下請先に宮城県内企業を活用した割合を評価・加点し、県内企業の活用推進を図っています。当県においても、建設企業全般に仕事の確保に有効とされますのでご検討をお願いいたします。

（④別添資料 宮城県総合評価・地域性評価）

⑤特定建設工事共同企業体対象工事の発注額について

「鋼橋上部工並びに鋼工作物工事」が激減している中、現在の特定建設工事共同企業体対象工事の発注額を技術的難度に拘わらず 5 億円以上ではなく、2 億円以上にして頂けるようご検討をお願いいたします。

(⑤別添資料 特定 JV 取扱要領本文 (岩手県))

⑥鋼橋上部工工事と鋼橋補修工事の取り扱いについて

昨年度も要望させていただいた内容ですが、県内発注量が激減している状況を踏まえて、再要望させていただきます。

本来、鋼橋上部工は鋼構造の総合的技術が必要であり、自社工場を保有し、鉄鋼材料、設計、製作、架設、防錆、維持補修、コンクリート合成作用などに一貫して取り組むことで初めて総合的な鉄構技術が涵養され、優秀な技術者が育まれると認識しております。

優秀な鉄構技術者は、コンサルタントの基本設計を参考にしながらも、橋梁補修現場で詳細な調査を行い、鋼構造の総合的技術判断を加えて発注者に必要な提案し、現況に合わせて最も適切な処置を施します。耐久性のある最適な補修方法を検討するためには、実際に自社工場でものづくりをして、鋼材の材料特性、加工・溶接性能、防錆特性などの総合的な技術力を身に付ける必要があります。一方、自社工場を保有しない会社においては、発注通りに補修工事を行うのが通常の姿だと思います。県内に高度な鉄構技術者を育て、継続して社会インフラ整備に能力を発揮する環境を整えてこそ、岩手の社会インフラの長寿命化も達成できると考えます。

さらに、自社工場は地域に多くの雇用を産み、地域経済への貢献度も格段に大きいはずですが、現在の岩手県の総合評価方式においては、自社工場を保有していることを評価・加点することになっておりません。

つきましては、鋼橋上部工の補修工事について、引き続き鋼橋上部工事として発注されること、併せて県内に自社工場を保有していることの評価・加点をお願いしたいと存じます。』(⑦別添資料 九州地方整備局・工場保有)

昨年度は「橋梁補修・補強工事については、主たる工種に工場製作を必要としない工事もあることから、自社工場の保有を評価の対象としていない」とご回答頂きましたが、橋梁補修・補強工事の中でも、鋼橋を主としたものについては、引き続き「鋼橋上部工並びに鋼工作物工事として発注いただき、併せて県内に自社工場を保有していることを評価・加点していただくことについて、改めてご検討をお願いします。

(2) 機械設備保守点検整備の一括発注について

震災復興がほぼ完了し、昨年度から水門・陸閘等は本格的な維持管理（保守管理）の時代を迎えています。これまで水門・陸閘に関わる機械・電気設備の保守点検業務は、各施設管理者が単年度契約により実施している状況です。

これを地域ごと一括発注し、且つ、複数年契約で維持管理することで、事務処理の煩雑さの解消、及び状態監視の徹底が図れるものと思われます。また、緊急時の対応、処置の迅速化が図れ、相互にメリットがあると考えます。

施設の健全な維持管理を図るため、ご検討をよろしくお願ひします。

2. その他

(1) 国土強靱化の積極的推進について

①令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、県の道路施設長寿命化修繕計画が一層推進されるよう当初予算において特別枠での必要な予算を確保するとともに、確実に事業執行できるよう、施工時期・工期設定などに配慮した適切な発注をお願ひします。

②国では、「5か年加速化対策」において、発注から完成まで複数年の工期の場合、現行の単年度補正予算では繰越しても工期が最大1年で事業実施が困難なことから、補正予算において従来の当初予算で充当する国債（国庫債務負担行為）の他、補正予算からスタート・支出する「事業加速円滑化国債」（補正予算スタート型）、さらに当初予算においても特に入札契約手続きに長期間を要する事業等に対応するため「事業加速円滑化国債」（当初予算スタート型）（ゼロ国債）を設定したと聞いております。県におかれましてもこれらの制度を積極的にご活用頂き、適正工期の確保、事業執行をお願ひします。

③「5か年加速化対策」の対策終了後も引き続き、計画的・安定的な予算の確保をお願ひします。

(2) 適正な工期設定について

公共事業予算の執行にあたり、発注の遅れなどから明らかに繰越となることが見込まれる工事も年度内工期として発注されることがあり、入札参加の判断が難しい工事があります。働き方改革を推進していくためにも、繰越制度などを活用し適正な工期の確保をお願ひします。

以上